

# 被疑者ノート活用マニュアル

2006年7月

日本弁護士連合会

# 目 次

第1	はじめに ～活用マニュアル作成にあたって～	1
第2	被疑者ノートの有用性はどのような点にあるのでしょうか？	2
第3	どのような事件に被疑者ノートを差し入れるべきでしょうか？	3
第4	被疑者はちゃんと記入してくれるのでしょうか？	4
第5	被疑者ノートを差し入れる際どのような点を注意すべきでしょうか？	4
1	被疑者の権利についてのアドバイス	4
2	録画・録音の試行対象事件の場合のアドバイス	5
3	被疑者ノートの書き方についてのアドバイス	6
4	筆記用具について	6
5	弁護士名を表紙に記入しましょう	7
6	接見室に持参してもらいましょう	7
7	文字の大きさについて	7
第6	取調べ可視化の申入書を活用しましょう	7
第7	接見での被疑者ノートの使用方法	8
1	接見で確認すべき事項	8
2	接見メモの活用	8
3	被疑者ノートの証拠利用	8
4	取調べが終了した時	9
5	秘密交通権について	9
第8	接見以外での被疑者ノートの活用方法	10
1	捜査段階での活用（証拠保全，移送申立，準抗告等での疎明資料）	10
2	公判での活用	11

( 1 ) 任意性を争うための準備	11
( 2 ) 公判前・期日間整理手続における弁護活動	12
( 3 ) 被疑者ノートの証拠能力	14
( 4 ) 公判での立証活動	15
被告人質問	15
取調官の反対尋問	15
( 5 ) 証拠意見の陳述ないし弁論	16

## 第1 はじめに ～活用マニュアル作成にあたって～

当連合会は、取調べの可視化の実現を刑事司法制度改革の中の最重要課題の一つと位置づけ、様々な活動に取り組んできました。その活動の一環として、2004年3月から、当連合会は各弁護士会に被疑者ノートを配布し、活用を呼びかける運動を開始しました。

この被疑者ノートは、好評を博し、全国各地からも活用事例の報告を受けるようになりました。

また、2005年11月からは、当連合会は、取調べの可視化を申し入れる捜査機関宛て申入書のモデル案を作成して各会員に配布し、活用を呼びかける運動も開始しました。

他方、2009年に迫った裁判員裁判の実施に向けて、元裁判官や現職裁判官などから、取調べの可視化について積極的な意見が出されるようになってきました<sup>\*1</sup>。そして、2005年11月に改正施行された刑事訴訟規則198条の4では、「検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べの状況を立証しようとする時は、できる限り、取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努めなければならない」と定められました。明示はされていないものの、この規則制定は、取調べの可視化を求める最高裁判所の姿勢が現れたものと評価することができます。

このような状況の中、最高検察庁も、2006年5月、同年7月から「裁判員裁判対象事件に関し、立証責任を有する検察官の判断と責任において、任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当

---

\*1 吉丸眞「裁判員制度の下における公判手続の在り方に関する若干の問題」判例時報1807号3頁(2003年)や佐藤文哉「裁判員裁判にふさわしい証拠調べと合議について」判例タイムズ1110号4頁(2003年)、松本芳希「裁判員制度の下における審理・判決の在り方」ジュリスト1268号81頁(2004年)など。

と認められる部分の録音・録画を行うことについて、試行することとした」ことを明らかにしました。

このような規則制定や試行に合わせて、より積極的に可視化を申し入れるなど、弁護側は新たな対応を迫られるようになってきました。

そこで、会員から寄せられた様々な意見や情勢の変化をふまえ、被疑者ノートの改訂版（第2版）を作成しました。そして、この改訂版の作成と同時に、これまでの実践例なども踏まえて、被疑者ノートの活用法を中心とし、取調べ可視化時代に応じた「被疑者ノート活用マニュアル」を作成しました。

被疑者ノート等により、捜査・公判の弁護実践の中で、密室の取調べ状況を可視化する努力を重ね、可視化の必要性を訴え続けることが、その早期実現につながるものと考えられます。このマニュアルを参考に、日々の弁護実践の中で、是非有効な弁護活動を行うと同時に、取調べの可視化実現に向けた取組みをいただきますようお願いします。

## 第2 被疑者ノートの有用性はどのような点にあるのでしょうか？

これまでの実践例の結果、被疑者ノートを作成することには、以下のような有効性があることが確認されています<sup>\*2</sup>。

取調べに対する牽制となる。

取調べ官が、被疑者ノートに記録されていることを意識し、不当な取調べをしにくくなります（被疑者ノートに不当な取調べを記録することで、強

---

\*2 被疑者ノートの実践例として、秋田真志・小林功武「実践の中で取調べの可視化を - 被疑者ノートの試み」季刊刑事弁護39号82頁(2004年7月10日)、今井力「被疑者ノートで自白強要と対抗し、無罪に」季刊刑事弁護45号126頁(2006年1月10日)、黒田一弘「証拠採用され大幅減軽された事例」季刊刑事弁護45号130頁(2006年1月10日)。広島版被疑者ノートについての同様の実践報告として、井上明彦「実情に即したノートの誕生とその広がり」季刊刑事弁護45号121頁(2006年1月10日)。

引な取調べをしなくなったという報告を受けています)。

弁護人が取調べ状況を理解しやすい。

弁護人としては、接見の際などに、被疑者が作成した被疑者ノートを読めば、口頭で説明を受けるより、密室の中での取調べの経緯を理解しやすくなります。

被疑者の自覚と励ましになる。

被疑者としては、被疑者ノートに記録することによって、被疑者の権利(黙秘権・署名押印拒否権・増減変更申立権)を自覚するのに役立つほか、被疑者が取調べの際の受け答えを反省する機会となり、今後の取調べに備えやすくなると考えられます。実際、被疑者ノートに取調べ状況を書くことが心の支えになって、厳しい取調べの中でがんばり抜くことができたとの複数の報告がなされています<sup>\*3</sup>。

証拠としての利用

また、準抗告など捜査段階の手續や将来の公判で取調べの状況が問題になった時も、被疑者ノートに記録されていれば、その経緯を明らかにしやすくなります(裁判の証拠として採用されて、自白の信用性を否定する根拠とされた例があります<sup>\*4</sup>)。

### 第3 どのような事件に被疑者ノートを差し入れるべきでしょうか？

自白強要の危険性は、どの事件でもあります。たとえ自白事件であっても、事件の経緯や役割などの犯情に関して、取調官が、被疑者の認識より不利な事実を認めさせようとすることは日常茶飯事です。また、被疑者ノートには、刑事手續や取調べの心構えについても詳しい解説がなされています。したがって、弁護人が接見した全ての事件で、刑事事件の種類を問わず、被

---

\*3 その典型的な例の報告として、今井力前掲論文を参照してください。秋田真志・小林功武前掲論文にも、そのような事例が複数紹介されています。

\*4 証拠採用例として、黒田一弘前掲論文を参照してください。

疑者ノートを差し入れることが望ましいと言えます。但し、完全な自白事件など、被疑者自身が取調べに問題を感じていない事案においては、積極的に記入してもらうことはなかなか期待できないようです。

少なくとも、罪体や情状について争いのある否認事件や、違法又は不当な取調べが行われているような事件では、必ず被疑者ノートを差し入れるようにすべきでしょう。

#### 第4 被疑者はちゃんと記入してくれるでしょうか？

被疑者ノートの記入欄は非常に詳細です。このため、被疑者に記入するのは難しすぎるのではないかと、あるいは面倒くさがって記入しないのではないかと、との声がよく聞かれます。しかし、実際に被疑者ノートを差し入れてみると、決して高等教育を受けていない被疑者、あるいは几帳面とも思えない被疑者でも、違法不当な取調べを受けると、必死に被疑者ノートに取調べ状況を記録してくれるものです。また、前述のように、そのような記録をしたこと自体が心の支えになって、虚偽自白をせずがんばり抜いたという複数の報告がなされています。とりあえず、被疑者に差し入れてみましょう。もっとも、前述の通り、被疑者自身が取調べに問題を感じていないような自白事件の場合には、高等教育を受けた被疑者でも、積極的に記入をしてくれない場合があるようです。

#### 第5 被疑者ノートを差し入れる際どのような点を注意すべきでしょうか？

被疑者ノートを差し入れる場合の注意点として、以下のようなことが挙げられます。

##### 1 被疑者の権利についてのアドバイス

どのような事件であれ、被疑者への説明を要するのは、黙秘権、署名押印拒否権、増減変更申立権です。また、署名押印拒否権の帰結として供述調書の閲読を求めることができることを説明の上、署名押印の際には必ずじっくりと調書を読むことをアドバイスする必要があります。

特に、黙秘権、署名押印拒否権を行使することが想定される事件については、執ようとも言える取調べが行われるおそれがありますから、被疑者ノートの実例2を説明しながら、捜査官がどのような取調べを行うのかを事前に詳細に説明することが有効でしょう。

以上に加え、被疑者と弁護人には秘密交通権が保障されていることや、被疑者と弁護人との間の接見・信書の内容を捜査官に知らせる必要はなく、尋ねられても答えるべきでない、というアドバイスをすべきです。その上で、被疑者ノートも、被疑者と弁護人とのやりとりを記載したものですから、秘密交通権の保障を受けること、すなわち被疑者ノートの内容を捜査官に教える必要はないし、尋ねられたとしても教えるべきではない、とアドバイスすべきです。

但し、弁護人としては、被疑者が長時間の取調べや厳しい自白強要に根負けするなどして、アドバイス通りに行動できない可能性があることも念頭に置いた上で、弁護活動を行う必要があります。

## 2 録画・録音の試行対象事件の場合のアドバイス

2006年5月、最高検察庁は、同年7月から「裁判員裁判対象事件に関し、立証責任を有する検察官の判断と責任において、任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を行うことについて、試行することとした」と発表しました。裁判員裁判対象事件に該当する事件の弁護を受任した場合には、主任検察官に対し、試行の有無を確認すべきです。そして、試行対象事件であることが判明した場合には、それに応じたアドバイスが必要になります。特に、取調べ全過程の録画・録音ではないと、捜査機関に都合のよい部分だけ録画・録音される危険性がありますので、十分な注意が必要です。具体的には、録画・録音の試行対象事件となった場合には、被疑者に対し、検察庁では録画・録音がなされ、被疑者の言い分は正確に記録されるのであるから、言い分通りに記載されない調書の作成に応じる必要は一切ないこと、特に警察が自白



強要をしてくるのであれば，署名押印拒否権や黙秘権で対抗し，供述調書を取られないようにすること， 検事調べでは部分的な録画・録音は拒否し，録画・録音されている状況でのみ，自らの言い分をありのままに供述すること， 仮に警察での自白強要があれば，その様子を録画・録音されている状況で具体的に説明することなどをアドバイスすべきでしょう。

### 3 被疑者ノートの書き方についてのアドバイス

被疑者ノートの書き方については，説明文に記載されていますが，被疑者ノートを差し入れる前に，書き方等を説明しましょう。

まず初めに説明して欲しいのは，「書き方がよく分からなくても，なんでもいいから記入して欲しい」ということです。密室で行われる取調べ状況を弁護人が把握するためには，どのような内容であっても記録化してもらうことに重要な意義がありますし，また，最初はうまく書けなくても，接見の際に被疑者ノートの内容を確認することで適宜アドバイスをすることができ，書き慣れてくることが期待できるからです。

また取調べ状況は，なるべく取調べを受けるたびに，かつなるべく記憶が鮮明な早めの段階で記入すること，そして，必ずページ毎に「記入した日」の日付を記入の上，署名を行うようにアドバイスしてください。被疑者ノートは，後に説明する通り，証拠として裁判所に提出する可能性があり，検察官の対応によっては，弁護人が特信性立証（刑事訴訟法322条1項）を迫られる可能性があります。その際には，「いつ記入したのか」が重要となるからです。

なお，被疑者ノートは，1日の取調べを2頁に記載してもらう体裁となっています。しかし，警察官調べと検察官調べが1日で行われた場合や何通もの調書を作成した場合には，2頁に記入することが困難な場合も少なくありません。このような場合には，1日あたり2頁にこだわる必要はなく，別のページに記入して欲しいこと，頁が足りなくなった時には新しい被疑者ノートを差し入れすることをアドバイスする必要があるでしょう。

### 4 筆記用具について

被疑者ノートの記入は、後に証拠として提出することを考えれば、ペンを使用し、鉛筆は避けた方がよいでしょう。「刑事収容施設（拘置所・留置場）及び被収容者等の処遇に関する法律」（2007年6月7日までに施行）40条1項，186条1項も、被収容者（被逮捕者・被留置者）に対し、「日用品，筆記具その他の物品」であって「刑事（留置）施設における日常生活に必要なもの」を貸与し，又は支給する旨規定していますので，ペンを借りることができます。

#### 5 弁護士名を表紙に記入しましょう

弁護士は、被疑者ノートが秘密交通権の対象となることを明確化するために、差入れに先立ち、被疑者ノートの表紙に弁護士名を記載してください。また被疑者ノートは、「弁護人が、接見の際に見せてもらい取調べ状況の説明を受けるとともに、後日返却してもらい弁護活動に役立てることを予定して、被疑者に差し入れ、記録を要請するもの」であって、取調べがすべて終了した時には、弁護人が返還してもらうものであることも説明しておいてください。

#### 6 接見室に持参してもらいましょう

次回以降の弁護人との接見の際には、接見室に必ず被疑者ノートを持参してもらうように伝えましょう。被疑者ノートを確認し合いながら説明する方が、被疑者としても記憶だけに頼るよりはるかに詳細でリアルに、取調べ状況を説明できますし、弁護人としても、その内容を把握しやすくなります。

#### 7 文字の大きさについて

被疑者ノートは、取調べ時のいろいろな状況についての記入欄を設けた上、1日分の記載を見開き2頁に収めるように工夫しました。その結果、文字が非常に小さく、高齢者には読みづらいかもしれません。場合によって拡大コピーをして差し入れるなどの工夫も必要でしょう。

### 第6 取調べ可視化の申入書を活用しましょう

被疑者ノートを差し入れると同時に、取調べの可視化の申入れを捜査機関

に対して行うべきです。当連合会は、申入書のモデル案を作成し、その活用を呼びかけています。その内容及び活用方法については、「取調べの可視化申入書（モデル案）活用マニュアル」を参照してください。<sup>\*5</sup>

## 第7 接見での被疑者ノートの使用方法

### 1 接見で確認すべき事項

前述の通り、被疑者と接見する際には、必ず被疑者ノートを接見室に持参してもらいましょう。被疑者ノートの記載内容を確認しながら日々の取調べ状況の説明を受けると、取調べ状況を的確に把握することが容易となります。また、接見室で具体的に活用されれば、被疑者としても、その後も被疑者ノートを記入する励みになります。被疑者に記入方法にとまどいがあるようであれば、具体的にどの部分をより詳しく記入して欲しいのかについて、アドバイスを行いましょう。

### 2 接見メモの活用

接見の内容、特に被疑者ノートに記載された取調べの状況は、弁護士としても正確に記録しておくことが必要でしょう。そこで、弁護士側も接見メモを作成し、場合によっては確定日附をとるなどの工夫が必要です。接見メモを作成する際には、被疑者ノートの記載事項に沿った内容が望ましいでしょう。被疑者ノートの記載事項に沿って、弁護士が取調べ状況を筆記して記録できるように工夫された「接見ノート」を作成しました。参考にしてみてください。

### 3 被疑者ノートの証拠利用

接見で被疑者が違法・不当な取調べを受けたことを確認した時には、準抗告その他の手続などのために、その取調べ状況が記載されている被疑者ノー

---

\*5 申入書（モデル案）のデータは、当連合会ホームページからダウンロードすることができます。（[http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal\\_aid/on-duty\\_lawyer/kashika\\_model.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/on-duty_lawyer/kashika_model.html)）

トの当該箇所そのものを直ちに証拠などとして利用したい場合があるでしょう。ただ、被疑者ノートは一冊として綴じられているため、被疑者ノートの部分的宅下げを受けることはできません。将来的には被疑者ノートを分割式にすることや、複写式にすることなども検討課題と思われませんが、コストの問題などもあり、現時点では困難と言わざるを得ません。また、被疑者ノートの一体性にも重要なメリットがあると考えられるところです。したがって、捜査継続中に被疑者ノートそのものを証拠として利用したい場合には、面倒でも宅下げを受け、再度なるべく早期に差し入れるべきです。なお、携帯式のスキャナやデジタルカメラのマクロ機能などを使えば、宅下げを受けたその場で記録し、再度差し入れることが可能になります。各自工夫をしてください。なお、デジタル画像は事後の加工も可能ですから、必ず撮影直後にその画像を印刷し、必要に応じて確定日附をとるべきでしょう<sup>\*6</sup>。

#### 4 取調べが終了した時

取調べが終了した時には、起訴・不起訴を問わず、被疑者ノートを弁護人に郵送してもらうか、弁護人が被疑者ノートの宅下げを受けておきましょう。被疑者ノートは、弁護人が弁護活動のために被疑者に差し入れるものであり、弁護人の所有物だからです。

なお、公判に備えて、被疑者ノートを被疑者の手元に残す必要がある場合も多いでしょう。受け取った被疑者ノートをコピーし、その被疑者ノートの写しを被疑者に差し入れておきましょう。

#### 5 秘密交通権について

被疑者ノートを郵送で受け取ったり、宅下げを受ける場合、刑事収容施設（拘置所・留置場）担当者によって、その内容をチェックされる可能性があります。その際、被疑者ノートの中に何かほかの物（例えば、弁護人以外の

---

\*6 確定日附をとることが困難な場合には、印刷した用紙を（友人・知人の弁護士事務所などに）ファクシミリで送信し、受信した用紙等を保管することにより、証拠化する方法も考えられます。

第三者宛の信書など)が混ざっていないか、弁護人宛のものであるか等を点検することを越えて、被疑者ノートの記載内容を詳細にわたりチェックするのであれば、秘密交通権の侵害にあたるおそれがあります<sup>\*7</sup>。この点について、当連合会は被疑者が被疑者ノートを弁護人に宅下げる際の扱いは、弁護人宛の信書扱いであり、点検はなされるものの、記載内容の検閲は行われるべきではないと考えています。留置業務のマニュアル等でも、被留置者と弁護人との書類等の授受は、権利として認められており、拘禁目的達成上または保安上必要な範囲でのみ検査を行うことができると限定しています。

しかし、被疑者ノートの検閲について、未だ裁判例がなく、それがどの程度まで許されるのかは、今後の運用と裁判例の集積を待たなければなりません。少なくとも被疑者ノートを取調官自らが見ることや、刑事収容施設(拘留所・留置場)の担当者が取調官に被疑者ノートの内容を知らせることなどは、明らかに秘密交通権の侵害であると考えられますから、このような事案を確認した時には、弁護人は嚴重な抗議を行い、場合によっては、国賠訴訟を提起するなどして、運用の改善を迫る必要があるでしょう。

## 第8 接見以外での被疑者ノートの活用方法

被疑者ノートは、接見以外の場面でも、以下のような様々な活用方法があります。

### 1 捜査段階での活用(証拠保全, 移送申立, 準抗告等での疎明資料)

違法な取調べが行われた場合には、捜査機関に対する抗議, 証拠保全(刑訴法179条), 移送申立(勾留場所変更の職権発動を求める申立), 準抗告(勾留, 勾留場所の一部取消, 勾留延長等についての準抗告[刑訴法429条1項2号]), 勾留理由開示公判(憲法34条, 刑訴法82条ないし8

---

\*7 いわゆる高見・岡本国賠訴訟判決(大阪地裁平成12年5月25日判決 判タ1061号98頁、判時1754号102頁)参照。

6条)、勾留取消請求(刑訴法87条)などの手続をとることが考えられます。これらの手続における疎明資料として、被疑者ノートの写しや画像等を活用することができます<sup>\*8</sup>。但し、これらの手続で疎明資料として使用すれば、捜査機関側に弁護の手の内を早期に明かしてしまうことになることに留意すべきでしょう。

## 2 公判での活用

被疑者が虚偽自白調書など不本意な供述調書を作成され、その供述の任意性や信用性を争う場合、弁護人は、なぜ不本意な調書が作成されることになったのか、取調べ状況を明らかにする必要があります。もちろん、任意性の立証責任は、検察官にあります。現在の実務では、弁護側で相当程度具体的に違法な取調べ状況を明らかにしなければ、任意性や信用性が否定されることはありません。

また、仮に被告人の言い分通りに調書が作成されていた場合でも、自白強要がなされたような否認事件などでは、その取調べ状況を具体的に明らかにする必要が生じる場合があります。他方、弁護側が取調べ状況を争い、積極的にその立証をしていくことは、捜査機関に取調べの可視化の必要性を突きつけることになり、ひいては取調べの可視化の実現につながるものと考えられます。弁護人として取調べ状況をめぐって争うことは、弁護実践の中で、積極的に取り組んでいくべき課題であると言えるでしょう。

被疑者ノートは、そのような争いの上で、重要な役割を果たします。以下では、任意性を争う場合を例に挙げ、被疑者ノートを活用して行う弁護活動を概観します。

### (1) 任意性を争うための準備

弁護側が、取調べ状況を明らかにするためには、主として被告人質問が中

---

\*8 裁判所(官)は、決定をする場合には、事実の取調べができます(刑事訴訟法43条3項)。また証拠保全を請求する場合には、証拠保全を必要とする事由の疎明が必要です(刑事訴訟規則138条3項)。

心となりますが、いきなり被告人質問を行っても、被告人は、長い取調べや供述調書における自白強要や供述採取の経過について、的確な説明を行うことは困難です。

そこで、事前に必ず被告人の供述調書のうち未開示のものすべて（弁解録取書や勾留質問調書なども含みます。刑訴法316条の15第1項7号参照）、取調べ状況記録書面（同8号）、留置人出入簿、接見簿などの証拠開示を受けておくべきです（公判前・期日間整理手続に付された事件では、これらの証拠は類型証拠[刑訴法316条の15第1項]として証拠開示の対象となると考えられます）。また、重大否認事件や取調べに関し、準抗告がなされた事件などでは、取調べ状況記録書面とは別に、取調べ状況や被告人の供述経過に関する報告書が作成されていることもよくありますので、その開示も求めておくべきです（これは類型証拠としては、刑訴法316条の15第1項6号書面の該当性が問題となりますが、少なくとも弁護人側が任意性を争う主張をすれば、同316条の20第1項の主張関連証拠に該当することになるでしょう）。

それらの開示を受けた証拠と、被疑者ノート、接見メモ、被告人の供述調書等の内容を照らし合わせ、可能な限り具体的に取調べ状況を明らかにしておくべきです。取調べ経過の一覧表を作成しておくことは、非常に有効でしょう。特に、被告人の供述調書の記載に変遷がある場合、その変遷の経過と、取調べの経過との照合は非常に重要かつ不可欠な作業です。

また、それらの証拠と被疑者ノートを被告人にも見てもらい、できるだけ具体的に取調べ状況についての記憶喚起をしてもらう必要があります。

これらの作業と被告人との打ち合わせを通じて、被告人がなぜ虚偽の供述をしたのか、虚偽供述に対応する自白強要や作文など、任意性を疑わしめる事情をできるだけ具体的に明らかにできるように準備しておくべきです。

## （2）公判前・期日間整理手続における弁護活動

公判前・期日間整理手続に付された事件の場合、（1）で述べたように、まず取調べ状況に関する類型証拠開示を十分に受けた上で、弁護側で任意性

を争う旨の主張を明示し（刑訴法316条の17第1項）、任意性を争点化しておく必要があります。任意性についての立証責任は検察官にありますから、任意性について弁護側に具体的な主張を明示する必要はない、あるいは任意性を争う旨の抽象的な主張明示で足りるとの考えもあり得ますが、少なくとも検察官が取調官の証人尋問請求等、任意性の立証を迫られる程度に具体的な主張は必要でしょう。また、一定の主張をすることによって、主張関連証拠の開示を得られやすくなるというメリットもあります。

検察官が、任意性の立証をする場合は、刑訴規則198条の4の趣旨に則って、「できる限り、…取調べ状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努め」るように求めるべきです。特に、検察官が証拠開示に消極的な態度を示している場合には、この規則を突きつけて、さらなる証拠開示を求めていくべきです。

また、検察官が取調官の証人尋問を請求する場合、検察官は、弁護人に対し、当該証人が「公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの」を開示しなければなりません（刑訴法316条の14第2号）。弁護人としては、この規定を十分に利用し、なるべく具体的に取調官の供述を明らかにさせるよう求めていくべきです。

これらの証拠開示等によって、検察官立証の概要が明らかになれば、弁護側としては、必要に応じてさらに具体的に取調べ状況について主張を明示し、あるいは弁護側の証拠として、必要に応じて、被疑者ノートや接見メモ、前記（1）の準備で作成した取調べ経過一覧表などを証拠請求することになります（公判前・期日間整理手続に付された事件では、整理手続で証拠請求をしなかったものは原則として証拠請求ができなくなります〔刑訴法316条の32第1項〕ので、注意が必要です）。場合によっては、弁護側から積極的に取調官を証人尋問請求することも考慮すべきです。後述するように、被疑者ノートは、被告人質問において、被告人に取調べ状況を的確に供述してもらうために必須の資料ですから、必ず証拠調べ請求をしておくべきでしょう。ここで弁護側が、被疑者ノートをはじめとする豊富な証拠を請求



することは、相対的に可視化のない検察官側の立証の不十分さを浮き彫りにすることになり、可視化への圧力を高めていくことにもなるでしょう。

なお、以上の整理手続の中で、取調べの可視化がなされていない以上、検察官の取調べ状況についての立証は不十分であり、刑訴規則198条の4に反していることを繰り返し指摘しておくべきでしょう。

### (3) 被疑者ノートの証拠能力

なお、被疑者ノートを証拠として取調べを請求する場合、その証拠能力が問題となり得ます。厳格な証明の下では、被疑者ノートも供述証拠として請求する場合、伝聞法則の適用を受けますから、仮に検察官が不同意とすれば、刑訴法322条1項本文後段の「その供述が…特に信用すべき状況の下にされた」「被告人が作成した供述書」として、証拠調べ請求を行う必要があります。弁護士としては、被告人が取調べの過程をありのままに記録したことを具体的に明らかにすることによって、その立証を行うべきです。この場合の「特に信用すべき状況」とは、いわゆる「絶対的特信状況」とされますので、その立証は困難だと思われるかもしれません。

しかし、被疑者ノートは、長時間にわたる取調べの状況を的確かつ迅速に立証するために必要不可欠の資料です。刑訴規則198条の4の趣旨から見ても、このような資料が取調べ状況の立証で用いることができないというのは、相当ではありません。したがって、弁護士としては、臆することなく証拠請求し、裁判所にその採用を求めていくべきです。仮に裁判所が、特信性について消極的な態度をとる場合でも、検察官にその同意を促したり、裁判所に対して、取調べ状況の弁護側立証については自由な証明によるべきだと迫るなどして、あくまでその証拠採用を求めるべきでしょう。仮に供述証拠として採用されなかった場合でも、「被告人が記録した被疑者ノートの存在」を立証趣旨とするなどして、非供述証拠（証拠物）として、その採用を

求めていくなどの工夫が必要です<sup>\*9</sup>。

また、少なくとも被告人質問では、被告人が取調べ状況を供述する際、記憶喚起や確認のために、適宜被疑者ノートの該当部分を被疑者に示すなどして（書面等の提示に一定の条件のある[刑訴規則199条の10ないし12参照]証人尋問と異なり、被告人が自らの防御のために供述する被告人質問では、適宜被疑者ノートを示すことは許容されるべきです。但し、被疑者ノートに頼り過ぎると、被告人供述の証明力に問題が生じ得ますから、注意が必要でしょう）、被疑者ノートに記載された取調べ状況が十分に公判で明らかになるように努めるべきです。この方法による場合には、必要に応じて、裁判所に対し、被疑者ノートの該当ページの写しを公判調書に添付するよう求めるべきでしょう。

#### （４）公判での立証活動

##### 被告人質問

すでに触れましたように、被告人質問では、証拠開示を受けた証拠や被疑者ノートをはじめとする弁護側証拠を参考に、できるだけ具体的に被告人の否認状況や個々の取調官の言動、虚偽自白や署名押印に至った心理についての記憶喚起に努め、迫真性を持った供述をしてもらうようにすべきです。また、調書の記載が、実質的には、被告人の供述をそのまま録取したのではなく、取調官が補充・加工した作文であること、訂正申立てや署名押印を拒絶することの困難さなどを意識して、虚偽自白調書の作成経過を具体的に明らかにすることも必要でしょう。特に、裁判員裁判の場合、裁判員は、取調べ時間の長さや、作文方法などを知らないと考えられますから、これらの点については、丁寧な質問が必要でしょう。

##### 取調官の反対尋問

---

\*9 黒田前掲論文で紹介されている事例は、被疑者ノートが証拠物として採用され、被告人の自白の信用性を否定する事情として用いられたものです。

取調官の反対尋問の際には、被告人が虚偽供述に至った経緯についての取調官証言の不自然さ、特に被疑者ノートや被告人供述と比較して、曖昧で具体性に乏しいことを浮き彫りにする工夫をすべきでしょう。特に否認していた被告人が、自白強要によって虚偽自白に至った場合には、その供述変遷過程に、必ず無理が生じるものです。それを明らかにするためには、被告人の否認状況、取調官の事件に対する予断偏見、捜査の不十分さ、調書の作文方法などを具体的に指摘し、取調べ経過の不自然さを浮き彫りにし、言い逃れを許さない工夫が必要でしょう。

特に、裁判員裁判の場合、前述の通り、裁判員は取調べの実際を知らないと考えられますから、取調官証人に対しても、その状況を具体的に浮き彫りにするような尋問が必要でしょう。<sup>\*10</sup>

#### (5) 証拠意見の陳述ないし弁論

以上のような立証活動を踏まえ、弁護人としては、取調べの可視化の必要性を訴えるとともに、可視化がなされていない以上、任意性が肯定されてはならない旨の意見を述べるべきです。特に最近では、裁判官の間でも、2009年に迫った裁判員裁判の実施や刑訴規則198条の4の制定なども踏まえ、取調べが可視化されていない場合には、任意性を厳格に解していこうと

---

\*10 これらの点を意識した取調官に対する反対尋問の例として、秋田真志「裁判員裁判と反対尋問技術」自由と正義57巻7号(2006年7月号)43頁。

いう意見が強く出されています<sup>\*11</sup>。そのような解釈運用を勝ち取っていくためにも、取調べが録画・録音によって可視化されていない以上<sup>\*12</sup>、検察官の任意性立証は不十分であることを指摘していくべきです。

---

\*11 今崎幸彦「『裁判員制度導入と刑事裁判』の概要 - 裁判員制度にふさわしい裁判プラクティスの確立を目指して」判例タイムズ1188号4頁（2005年11月15日号）は、刑事裁判官の共同研究会の内容報告として、裁判員裁判における審理のあり方について、「任意性が争われた場合については、刑訴規則198条の4の趣旨にのっとり迅速かつ的確に立証してもらう必要がある、そのような立証がされない場合には、これまでのように水掛け論的な証拠調べにいたずらに時間を費やすべきではないという意見が大勢を占めた。…また、少なくない数の研究員から、これまでの実務の在りようについて、任意性を比較的緩やかに認めた上で、信用性の観点からの吟味に力点を置いてきた面がないとはいえないという認識を前提に、裁判員制度の下でこのような運用を続けた場合には、裁判員がその自白調書で心証をとってしまうおそれもあるから、今後は、任意性のレベルできちんと勝負をつけていく必要があるとの指摘や、今後は、明らかに被告人の主張が排斥できる場合を除き、客観的な証拠が提示されない場合には、任意性に疑いがあるとして却下する場面が増えていくのではないかという意見が述べられた」としています。

\*12 特に、弁護士から取調べの可視化の申入れがなされていたにもかかわらず、あえて取調べが録画・録音をせずに、任意性に争いが生じた場合、そのこと自体によって、任意性を否定すべき事情とされるべきです。この点につき、小橋るり「改正刑事訴訟規則198条の4の『的確な立証』に関する試案」自由と正義第56巻第11号(2005年10月)。

# 参考

## 接見ノート（表紙）

接見日時	平成      年      月      日（      ）
	（ 午前   午後）      時      分～（ 午前   午後）      時      分
接見場所	
天候	晴   曇   雨   その他（      ）

### 1 被疑者の氏名等

氏名		性別	男   女
生年月日	明治   大正   昭和   平成   西暦	年      月      日（      歳）	
住所	〒		
電話			
国籍	日本   その他（      ）	通訳	不要   必要（      語）
職業		勤務先	月収      円
家族構成			
連絡先	氏名		続柄
	住所	〒	
	電話		
前科・前歴			
被疑者の健康状態	良い   普通   悪い（      ）		

## 2 被疑事実について

罪 名	
日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
場 所	
共 犯 者	無 有
被 害 者	無 有
犯行の態様	
犯行の動機	

## 3 被疑者の言い分

言 い 分	自白 一部否認 否認
詳 細	

4 身体拘束

逮 捕	日 時	平成 年 月 日 ( )			
	場 所				
	種 類	通常逮捕 (準)現行犯逮捕 緊急逮捕			
	逮捕時の状況(警察官による暴行,被疑者の抵抗の有無等)				
	暴行等 抵抗等	無 無	有 有		
捜 査	警 察		主任刑事		電話 ( ) 内( )
	検 察		主任検事		電話 ( ) 内( )
勾 留	勾 留 場 所	電話 ( ) 内( )			
	勾 留 請 求	平成 年 月 日			
	勾留質問で聞かれたこと・それに対する答え				
	勾 留 満 期	平成 年 月 日			
	勾 留 延 長	無 有( 月 日まで)			
	一般の接見 禁止措置 (刑訴81条)	無			
有		「一般に公刊されている、本、雑誌、新聞類を除く」という文言		無 有	
		刑事訴訟法39条3項の指定を することがある旨の検察官の通知		無 有	
	一部解除希望		無 有( )		

5 その他捜査の進展状況（実況見分・捜索差押え・任意提出等）

日付	捜査の状況

6 伝言（家族・勤務先等）・差入希望等

--

7 説明

捜査・裁判の流れ

黙秘権

署名押印拒否権

その他取調べの心構え

秘密交通権

「被疑者ノート」の作成



# 参考

## 接見ノート（弁護士作成用取調べ状況メモ）

接見日時	平成 年 月 日（ ）	時 分～	時 分
接見場所	（ 警察署 拘置所 検察庁）		
天 候	晴 曇 雨 （ ）		

取 調 日	月 日（ ）	取 調 時 間	時 分～ 時 分
取 調 場 所	同上（ ）	取 調 官	同じ 不明（ ）
調書の作成	事情聴取のみ 作成途中 作成完了（ 通）		被疑者ノートを作成
取 調 べ ・ 調書の内容	身上関係 動機 犯行状況 共犯関係 その他		
取 調 官 の 関 心 事			
被 疑 者 の 対 応 ・ 供 述	黙秘 否認 一部否認 自白		
取 調 べ ・ 調書の内容の問題点	利益誘導 脅迫（威嚇） 侮辱 暴行 作文		
そ の 他 特 記 事 項			

取 調 日	月 日（ ）	取 調 時 間	時 分～ 時 分
取 調 場 所	同上（ ）	取 調 官	同じ 不明（ ）
調書の作成	事情聴取のみ 作成途中 作成完了（ 通）		被疑者ノートを作成
取 調 べ ・ 調書の内容	身上関係 動機 犯行状況 共犯関係 その他		
取 調 官 の 関 心 事			
被 疑 者 の 対 応 ・ 供 述	黙秘 否認 一部否認 自白		
取 調 べ ・ 調書の内容の問題点	利益誘導 脅迫（威嚇） 侮辱 暴行 作文		
そ の 他 特 記 事 項			

取 調 日	月 日 ( )	取 調 時 間	時 分 ~ 時 分
取 調 場 所	同上 ( )	取 調 官	同じ 不明 ( )
調書の作成	事情聴取のみ 作成途中 作成完了 ( 通 )		被疑者ノートを作成
取 調 べ ・ 調書の内容	身上関係 動機 犯行状況 共犯関係 その他		
取 調 官 の 関 心 事			
被 疑 者 の 対 応 ・ 供 述	黙秘 否認 一部否認 自白		
取 調 べ ・ 調書の内容 の 問 題 点	利益誘導 脅迫 ( 威嚇 ) 侮辱 暴行 作文		
そ の 他 特 記 事 項			

取 調 日	月 日 ( )	取 調 時 間	時 分 ~ 時 分
取 調 場 所	同上 ( )	取 調 官	同じ 不明 ( )
調書の作成	事情聴取のみ 作成途中 作成完了 ( 通 )		被疑者ノートを作成
取 調 べ ・ 調書の内容	身上関係 動機 犯行状況 共犯関係 その他		
取 調 官 の 関 心 事			
被 疑 者 の 対 応 ・ 供 述	黙秘 否認 一部否認 自白		
取 調 べ ・ 調書の内容 の 問 題 点	利益誘導 脅迫 ( 威嚇 ) 侮辱 暴行 作文		
そ の 他 特 記 事 項			

健 康 状 態	良い 普通 悪い
差 入 希 望	なし あり ( )
伝 言	なし あり
そ の 他	

# 参考

## チェックリスト

### 第1 被疑者段階

1 被疑者ノートの差入れ
(1) 差入れの必要性
(2) 差入れ日 月 日
(3) 差入れの際の説明 1日毎の作成、署名 接見の際の持参
(4) 筆記具
2 可視化申入書
(1) 申入れ日 月 日
(2) 差入れ日 月 日
3 接見の際の被疑者ノートの利用
(1) 弁護士接見ノート
(2) 途中での宅下げ
(3) 宅下げの際に写を被疑者に交付
(4) 郵送宅下げの場合、検閲の有無
4 録画・録音試行対象事件
(1) 知った経緯
(2) どの程度の録画・録音か
(3) 録画・録音以外での黙秘、署名・押印拒否
5 準抗告等での被疑者ノートの活用

### 第2 公判段階

(1) 被疑者ノートと被疑者供述との対照
(2) 証拠開示
(3) 取調べ経過一覧表の作成と検討
(4) 任意性を争う事情の整理
(5) 被疑者ノートの証拠請求 322条1項書面 被供述証拠
(6) 刑訴規則198条の4の利用